

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鳥取県教育委員会

＜職員の給与の男女の差異の算出に当たっての定義＞

- (1) 職員の範囲 鳥取県教育委員会事務局教職員、県立学校教職員（中学校、高等学校及び特別支援学校）及び県費負担教職員（県が給与負担する小・中・義務教育学校の教職員）
- (2) 職員の区分 ①任期の定めのない常勤職員
②任期の定めのない常勤職員以外の職員
（臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員等）
教育職員…学校に勤務する教育職給料表が適用される教職員（教諭、常勤講師等）及び会計年度任用職員（非常勤講師）
行政職員…教育職員以外の教職員
- (3) 対象給与 令和7年4月から令和8年3月までに支給した給与の総額
（給料、諸手当、特別給。通勤手当の非課税部分等の実費経費は除く。）
- (4) 算出方法 女性職員の平均年間給与／男性職員の平均年間給与
※ 平均年間給与＝給与総額÷職員数（各月の給与支払日の職員数の平均）
※常勤職員以外の職員数は、勤務時間等に応じた換算人数による。（勤務時間が常勤職員の1/2の職員は、1/2人として算定）

1. 全職員に係る情報

(1) 行政職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員 (①)	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (②)	93.2%
全職員 (①+②)	89.4%

(2) 教育職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員 (①)	95.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (②)	95.9%
全職員 (①+②)	95.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

ア 行政職員

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.0%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	101.2%

イ 教育職員

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	97.5%
副校長及び教頭	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）	
	行政職員	教育職員
36年以上	100.8%	91.6%
31～35年	93.9%	95.9%
26～30年	94.1%	94.6%
21～25年	89.8%	93.1%
16～20年	94.5%	94.5%
11～15年	86.4%	94.4%
6～10年	94.9%	96.2%
1～5年	94.5%	95.8%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、全体の平均年齢や管理職員の割合が男性職員の方が高いこと、男性職員の方が扶養手当、通勤手当、住居手当等の受給額も高いことから、全体的な傾向として男性職員が女性職員を上回っている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、会計年度任用の職において、比較的報酬単価の高い職の職員割合が男性職員の方が高いことから、全体として男性職員が女性職員を上回っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。